				兵庫県川辺郡猪名川町、兵庫県加古郡稲美町、兵庫県加古郡播磨町、兵庫県神崎郡福崎町、兵庫県揖保郡太子町 奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県生駒郡平群町、奈良県生駒郡三郷町、奈良県生駒郡斑鳩町、奈良県生駒郡安堵町、奈良県磯城郡川西町、奈良県磯城郡三宅町、奈良県磯城郡田原本町、奈良県北葛城郡上牧町、奈良県北葛城郡王寺町、奈良県北葛城郡広陵町、奈良県北葛城郡河合町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県橋本市、和歌山県有田市、和歌山県岩出市、和歌山県有田郡湯浅町、和歌山県有田郡広川町 広島県福山市 徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県名西郡石井町、徳島県板野郡松茂町、徳島県板野郡北島町、徳島県板野郡藍住町、徳島県板野郡板野町、徳島県板野郡上板町、徳島県美馬郡つるぎ町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、香川県小豆郡土庄町、香川県小豆郡小豆島町、香川県木田郡三木町、香川県香川郡直島町、香川県綾歌郡宇多津町、香川県綾歌郡綾川町、香川県仲多度郡多度津町 福岡県北九州市門司区、福岡県北九州市若松区、福岡県北九州市戸畑区、福岡県北九州市小倉北区、福岡県北九州市小倉南区、福岡県北九州市八幡東区、福岡県北九州市八幡西区、福岡県福岡市東区、福岡県福岡市博多区、福岡県福岡市中央区、福岡県福岡市南区、福岡県福岡市西区、福岡県福岡市城南区、福岡県福岡市早良区、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県行橋市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県宮若市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県糟屋郡宇美町、福岡県糟屋郡篠栗町、福岡県糟屋郡志免町、福岡県糟屋郡須恵町、福岡県糟屋郡新宮町、福岡県糟屋郡久山町、福岡県糟屋郡粕屋町、福岡県遠賀郡芦屋町、福岡県遠賀郡水巻町、福岡県遠賀郡岡垣町、福岡県遠賀郡遠賀町、福岡県鞍手郡鞍手町、福岡県嘉穂郡桂川町、福岡県八女郡広川町、福岡県田川郡香春町、福岡県京都郡苅田町 佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、佐賀県三養基郡基山町、佐賀県三養基郡上峰町、佐賀県西松浦郡有田町、佐賀県杵島郡大町町

二　指定に係る放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
一般財団法人八西ＣＡＴＶ	第ＳＫ００５３―００５１号	平成二十六年四月一日	愛媛県八幡浜市、愛媛県西予市（旧三瓶町）、愛媛県西宇和郡伊方町	愛媛県八幡浜市、愛媛県西宇和郡伊方町